仕　様　書

宮北・中之島・四箇郷北・大新小学校の学校給食調理等業務を委託するに当たり、その仕様は次のとおりとする。

１　委託業務名

宮北・中之島・四箇郷北・大新小学校給食調理等業務

２　実施場所

和歌山市納定２１番地	和歌山市立宮北小学校
和歌山市中之島１４９１番地	和歌山市立中之島小学校
和歌山市有本３２１番地	和歌山市立四箇郷北小学校
和歌山市新大工町２３番地	和歌山市立大新小学校

３　契約期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

４　基本条件

（１）学校給食法（昭和２９年法律第１６０号）に準拠して業務を行うものとする。

（２）給食実施予定日数は年間１９５日程度とし、学校給食実施計画表によるものとする。

（３）調理業務、配缶、洗浄等を行うこと（ただし、食数は変動することがあるが、契約期間中の各年度の平均予想食数（宮北小１５２食、中之島小２６５食、四箇郷北小３８６食、大新小１３４食）を基本食数とし、食数の増減による委託金額の変更は行わないものとする。）。

５　委託業務の内容

業務委託は、別表１で示す業務分担とし、次の事項に注意して行う。

（１）給食管理

食物アレルギーがある児童等の特別な配慮を要する者については、学校長の申し出に従うこと。

幼稚園については食の発達に応じた調理方法を行う。

（２）調理作業管理

調理作業の連絡区分は、別表２のとおりとする。

６　経費の負担

受託者の業務に対する経費の負担は、別表３のとおりとする。

経費の負担の連絡区分は、別表４のとおりとする。

7　損害賠償責任

受託者は、調理に関する委託業務の実施に当たり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条に規定する一類感染症、二類感染症若しくは三類感染症その他食中毒等食品衛生に係る事故のため、第三者が被った損害を賠償すること。

8　契約保証人

（1）受託者は、この業務の債務を履行しない場合に生じる遅延損害金、違約金その他の損害金を支払うこと及び受託者が債務を履行しない場合に、受託者に代わって自ら委託業務を履行することを保証するため、受託者と同等以上の資力及び資格能力を有する者１人以上を契約保証人として立てること。

（2）受託者は、上記（1）の規定により契約保証人を立てようとするときは、所定の様式による保証人承認願を市に提出し、その承認があったときは、当該保証人をして所定の様式による保証契約書を作成させること。

9　従業員の服務

（1）業務責任者は、常に所在を明らかにし、業務の履行に関して委託者と連絡・調整ができるようにしておく。

（2）業務に従事する者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（3）受託者は、こども家庭庁が発表している「こども性暴力防止法」に沿って、こどもを性暴力から守るための取り組みを日頃から行うこと。また、受託者は、「こども性暴力防止法」における認定を受けるための申請に必要な手続きを行うこと。なお、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

10　業務完了

毎月、業務完了後は、速やかに業務完了届（別記様式）を学校長に提出する。

11　その他

（1）給食室に私物を持ち込まないこと。

（2）受託者が使用する休憩室、便所等は常に整理整頓に努め、また、給食室内、周辺の側溝及びごみ置き場等の清掃を行う。

（3）本仕様書は業務の大要を示すもので、定めのない事項であっても本仕様書に付随する業務は誠意を持って実施する。